



＜研究ノート＞江戸町奉行播磨守池田頼方

砂子, 了一

(Citation)

歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業, 6(平成19年度事業報告書):46*-61*

(Issue Date)

2008-03-31

(Resource Type)

report part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002296>



江戸町奉行播磨守池田頼方

はじめに

江戸町奉行と云えば、現在で云うと、東京都知事が警視總監、裁判所長官を兼務したような江戸の治政に絶大な権限を持っている存在であった。町奉行は南北二人、月番交替制で、江戸期を通じて延べ九五人、その中で再任は六人、再々任は今回取り上げる池田播磨守頼方だけであった。彼は、江戸町奉行に三回、延べ一〇年間就任している。しかも、これら再任人事が行われたのは、遠山影元（遠山の金さん）の再任（弘化二年・一八四五）以降で、幕末にかけての激動期に集中している。江戸町奉行は、旗本の昇進の極点の一つであり優れた人材が選ばれていたと云う。そこには、間違いない奉行人事で、激動期の治安を維持しようとする幕府の意向が見てとれる。

播磨新宮（現たつの市）三〇〇石領主、旗本池田家は、頼方以前は代々無役の高級旗本の集まりである寄合であったものが、頼方に至って、出世街道を駆け上がり重要役職を歴任したのである。彼は如何なる人物であったのか、残念ながらTVの名町奉行「桜吹雪の遠山の金さん」のようなドラマチックな事例は伝えられてないが、三回も任命されているだけに、優秀な人物であったに違いない。現在得られる史料の中から、町奉行頼方像を推察して見たのがこの「ノート」の狙いである。

1 頼方の経歴

頼方は、今回の神戸大学近世地域史研究会の検討テーマである池田家『系譜』の播磨新宮池田家第一二代当主である。町奉行時代を中心に、主要経歴を関連する政治状況と対比して表1に示す。合わせて、職歴は『系譜』と幕府人事記録『柳営補任』との違いも分かるようにした。

砂子 了一

『国史大辞典』によると、旗本の典型的な出世コースの例として、目付（布衣の役）から遠国奉行、更には、勘定奉行（諸大夫の役）・江戸町奉行・大目付・小性組番頭・書院番頭などを経て、最終的には留守居や側衆に到達することであると云う。

池田頼方は、表1のように「西丸目付↓浦賀・奈良奉行↓勘定・町奉行↓留守居次席↓大目付↓町奉行」と、概ねこの線に沿った出世コースを歩いている。町奉行時代に起きた事件で、彼が関係する記録が、はつきりしているものを見ると次の通りである。これらの事件を中心に検討を進めたい。

第一回 嘉永五（一八五二）三・三〇

↓安政四（一八五七）一二・二八 江戸安政大地震 安政二・一〇
第二回 安政五（一八五八）一〇・九

↓文久元（一八六一）五・二六 安政の大獄 安政六・二
第三回 元治元（一八六四）七・六

↓慶応二（一八六五）六・二九 江戸打毀し 慶応二・六

2 安政江戸大地震

頼方は、前記奈良奉行の後、普請奉行、勘定奉行公事方を経て、嘉永五年（一八五二）三月南町奉行に就任している。安政二年（一八五五）一〇月二日四ツ時（二一時〜二三時）、江戸大地震が発生した。死者四千人、消失家屋一万四千余戸の大惨事となった（『日本史年表』）。更に、翌三年八月二五日に大暴風、大洪水が江戸を襲った。この二大災害に対して、町奉行としての対処が良かったと、同三年一月に賞詞を受け、翌年四年五月「出精相務候二付御留守居次席」に昇格している。『柳営補任』によれば、同時期、北町奉行であった井戸対馬守寛弘（嘉永二年八月〜安政三年一月在任）は、頼方のような賞

【表1】

和暦	西暦	月日	年齢	頼方年譜	在職年数	頼方に関連すると思われる主な出来事
文化元	一八〇四	一二・六	一歳	江戸下谷三ノ輪生。公辺には享和元年生（一八〇二）の届。		
一一	一八一四	一一・二四	一一	家督相続。		
文政五	一八二三	一二・二	一九	四ツ谷口門衛拝命。		一〇月四日英国船フエートン号長崎港侵入事件。
六	一八二三	六・二六	二〇	結婚。九鬼本子。九鬼長門守隆国五女。		
八	一八二五	一二・二	二二	四ツ谷門衛解任。	三年〇月	二月異国船打払令。
一二	一八二九	三・?	二六			神田より出火。江戸大火（己丑の大火）。
一三	一八三〇	一・二二	二七	赤坂口門衛拝命。		幕府は三月江戸市中消防のため竜吐水・水鉄砲の用意と警火の強化を命ずる。（『日本史年表』、以下『年表』）
天保三	一八三二	八・二八	二九	同門衛解任され火事場見廻役拝命。	二年七月	
四	一八三三	九・一九	三〇	寄合肝煎役に転任。	一月一日	八月江戸市中米穀払底、蔵米払い下げ、窮民へ施米。（『年表』）
七	一八三六	九・二〇	三三	西丸目付役に転任。同年二月一六日布衣に叙任。	三年〇月	天保七、八年大飢饉。
八	一八三七	一一・二	三四	浦賀奉行に転任。	一年一月	二月大塩平八郎の乱。六月米国船モリソン号浦賀に来航、砲撃により打ち払い。
一〇	一八三九					五、九月、渡辺崋山、高野長英等逮捕、処罰（蜜社の獄）。
一二	一八四一	九・二〇	三八	奈良奉行に転任。同年二月一五諸大夫に叙任。	三年一月	五月、幕府の天保改革始まる。
弘化三	一八四六	一・一一	四三	普請奉行に転任。	四年四月	
嘉永元	一八四八	一一・八	四五	勘定奉行公事方に転任。	二年二月	
三	一八五〇	七・八	四七	定書掛道中奉行兼帯。		
五	一八五二	三・三〇	四九	町奉行に転任。	三年四月	
六	一八五三	六・三	五〇	西丸炎上之節（系譜には同年五月中炎焼）骨折候二付時服四被下。		
七	一八五四	一・六	五一		一月一日	ペリー艦隊来航。七月一八日プーチヤチン艦隊来航。ペリー艦隊来航。日米和親条約締結後、英露とも同条約締結。
						安政東海地震二月四日、安政南海地震二月五日。

安政二	一八五五		五二	市中諸色潤沢掛及び外国貿易事件取調掛拝命。 昨年来の震災風害への対処宜し、賞詞賜る。 職務精勤により御留守居次席に昇格。		一〇月二日安政江戸大地震、死者四千人、焼失家屋 一万四千戸余。（『年表』）
三	一八五六	一一・一八 一一・二九	五三			八月二五日大風雨、大洪水。（『年表』） 五〇六月江戸にインフルエンザ流行、老中阿倍伊勢守 正弘死去。（野口武彦『安政江戸地震』）
四	一八五七	五・三二	五四	御留守居次席町奉行より大目付に転役、海防掛を拝命。 鉄砲改並びに指物帳掛を拝命。	五年九月	
五	一八五八	六・二六 二・二 五・八 七・二二	五五	貿易事件取調、阿蘭陀領事館出府事件取扱を委任。 外国に係る諸事立会を拝命。 將軍代替用掛を拝命。 宗門改加役を拝命。 大目付より町奉行再勤を拝命。 神奈川開港用掛を拝命。		七〇八月、江戸にコレラ蔓延、死者三万人を超える。 （『安政江戸地震』） 梅田雲浜逮捕。安政の大獄始まる。
六	一八五九	九・一八 一〇・九 一〇・二三 二・三	五六	公事方勘定奉行兼帯を拝命。一一・二九兼帯解任。 飯泉喜内初筆一件之義、品々入組意味合不容易事柄候処、 格別精入吟味も抄取別而骨折候二付、金七枚時服五被下（系 譜に記載なし）。 外国人関係の事件取締方を拝命。	九月	八月二七日第一次処刑に始まり、一〇月二七日第三次 処刑で大獄の処罰終わる。
万延元	一八六〇	二・一一 三・三	五七	国益仕法掛を拝命。 病氣願により町奉行辞任。寄合席となる。 寄合肝煎役を拝命。		桜田門外の変。 幕府はこの日に国益仕法掛を設置。（『年表』） 五月七日第一次東禅寺英国公使館襲撃事件。 一月一五日後下門外の変。五月二九日第二次東禅寺英 国公使館襲撃事件。七月にはしか大流行。八月二一 日生麦事件。（『安政江戸地震』）小笠原長行（老中格） 主導で安政大獄関係者の追罰あり。
文久元	一八六一	四・二八 五・二六	五八		二年七月	
二	一八六二	一〇・二四 一一・三三	五九	町奉行勤役中不束之儀有之候二付、肝煎御免、差扣之旨、 於稻葉兵部少輔宅申渡。	一月	

文久二	一八六二	一二・二三	五九	差扣を免じられる。		三月四日將軍家茂上洛。五月一日天皇攘夷祈願。
三	一八六三	八・二八	六〇	逆川渡警衛を拝命。		五月以降、長州、薩摩攘夷戦争開始。尊皇攘夷に世上騒然。
元治元	一八六四	七・二	六一	書院番頭を拝命。	九月	三月二七日天狗党の乱。七月二四日第一次長州戦争。
		七・六		町奉行に転役。	五日	
		一一・二四		公事方定書掛を拝命。		
二	一八六五	二・三二	六二	職務精勤により留守居次席町奉行兼務に昇格。		
慶応元	一八六五	五・二〇	六二	政事改革取扱を拝命。		九月二二日第二次長州戦争の勅許を得る。
二	一八六六	六・二九	六三	御留守居次席町奉行御役御免（系譜に記述なし）、勤仕並寄合を拝命。	二年〇月	六月七日第二次長州戦争開始。六月二、五日米価急騰によるうち毀し。大坂より江戸に波及。（『安政江戸地震』）
		九・二九		病氣により隠居願。家督を養嗣子頼誠に譲る。		
		一二・二九		西丸炎上之節（系譜には同年五月中炎焼）骨折候二付時服四被下。		
三	一八六七		六四			
明治九	一八七六	二・二七	七三	東京浅草今戸町にて死去。海禅寺に葬る。		一〇月一四日大政奉還。

註①太字の項目は『系譜統録』と同じ内容で『柳宮補任』東大史料編纂所一九七〇刊にも記載されている項目である。尚『柳宮補任』は幕初より幕末に至る幕府役人の任免・転補を記録したものである。幕臣根岸衛舊の私的編集であるが、ほかの類書の大半が江戸期の中で終わっているのに対して、幕府瓦解までを記載し、記載されている役職が多く信用度が高い点など、幕府研究に大きな意義を持つ資料と考えられている（『国史大辞典』）。

註②『柳宮補任』に記載されている役職には、赤坂口門衛などの下級職位の記載はなく、寄合肝煎以上の役職に限られているようだ。又、神奈川開港用掛、国益仕法掛のような新たに設定された役職の記載もない。布衣、諸大夫などの資格についての記載もない。

詞を受けていないが、安政三年一月大目付に昇格している。当時の地震に関する記録は『日本地震史料』に詳細に記載されているが、両奉行の活躍振りを対比出来るようなものは見当たらなかった。同書に、当時一九歳の南町奉行所与力、佐久間弥太吉の体験談「安政大地震実験談」(大正になって講演した記録)として、頼方の人となりを見せる記事を見出した。

彼、佐久間弥太吉は、役宅にてこの地震に出遭った。家は大破したが幸い家族は無事であった。其の内に、城の方から火の手が上がり気がかりだと、駆け出さんとしたところを父に戒められた。

御当家の御大法は夜中大地震では他から行った者は御城にはいられない。それより仲間の青年を誘って奉行所へ出ると教えられ、即人を走らして仲間の同志を集め与力同心供人まで二十五人となった。…略…

各火事具で身をかため、猫頭巾といふをかぶり其上へ火事頭巾を冠り、手には馬上提灯、手飛口をもち…略…桶町辺はやけている、火の中をかけぬけて鍛冶町へくると、これもやけている、火の中をかけぬける、中々煙い、やっと鍛冶橋御門へ行くと、橋際は棒突かためている、通るふとすると留められ人数をとふ、…略…西を見ると大名小路は一円の火にて盛んにもえてある、土佐、阿波、二侯の邸は無事だ、これならば奉行所も無事ならん長屋下通るな、瓦か落ち土手際へ寄て通れと駆足にて奉行所目当にはしると、門前の茶屋は傾た計り潰てはいない、奉行所も無事やれうれしやと一息つき、開門してあるから内へかけいと、奉行池田播磨守は火事具にて身を固め、玄関前に将几に腰打掛馬印隠高張提灯をたて、家来及び当番与力も皆な出て陣取である、早速池田殿に面会して無事を祝し、与力同心の家は大破なれとも怪我人及び組屋敷内より火を出さぬ、今の模様にては此末類焼は斗りかたい、何にか御用もあるふと駈付たと申立ると、奉行曰く先刻震動を始めた時、即大手に乗り付けた当番若同心川上文五郎は馬に付て他一人走った…略…その内因州邸の火は下た火になり、類焼の恐れはないと極々安心し運ひ方はやめた、其内に志分の与力同心も駈付来た、市民救助の法を評議し、此後には同心支配役年番与力、市中取締掛、諸色掛、与力、町会所掛与力、此三役は重役にて責任がある、直に評決した

第一は罹災民へ炊出し握り飯を配賦する事

第二は宿なしになった者の立退先御救ひ小屋を建つる事

第三は怪我人を速かに救療する手当の事

第四は諸問屋惣代を呼出し日用品及び必要の物品を集める事

第五は諸職人組仲間惣代を呼出し国々より諸職人をよび集める事

第六は売をしみ買しめの奸商を警戒する事

第七は諸物価及び手間賃も法外に引きあげ間敷取締る事

第八は与力同心町中を見廻救助方法其他取締を致さしむる事

第九は町名主にも掛を申付る事

此事議決して火の中にて向柳原町会所内へ焚出し場を開いて力を尽し、御救小屋は例の如く定、受負人え申付る事に決して手順にかかった、…略…町触申渡は町年寄役所にて三日朝町名主へ申渡し町中へ示した

この話は、野口武彦著『安政江戸地震』に記載されていたものである。このところで、野口氏が特に強調したかったのは、まだ火が燃えている最中に、与力達が、上記九ヶ条のような極めて具体的な地震対策を纏め、翌朝には各町番組に伝達し、被災対策が直ちに機能を開始したことである。

この迅速な対応振りは、幕府の記録「撰要永久録」六四巻の冒頭にある地震後の町触第一号に同じ事項が盛り込まれ、「北番所よりの急達」として、二日夜に作成され三日朝には、申し渡されたと書かれていることから、裏付けられていると指摘し、その迅速振りを称賛している。

筆者がこの記事を読んで感じるのは、一九歳の若き与力が、自宅のことはさて置いて、二五人の仲間と、火の中を掻い潜って奉行所へ駆けつけた彼らの使命感、それを待ち受けていた奉行頼方の姿勢に、当時の奉行所のチームワークの良さを感じる。火事装束に身を固めデーンと腰をかけて、皆の活躍振りを見守る頼方の姿は、どれだけ部下達に信頼感を与え奮い立たせたことか、つい先頃、体験した阪神淡路大震災時の自治体首長の姿を思い浮かべれば、理解出来るようなものである。頼方は、この時、町奉行就任三年半、部下との間に良好な人間関係を作るには十分な時間があつたと見てよい。ただ、この話は佐久間弥太吉が、地震から六〇年ほど経過した大正年間に講演した内容であつて、

彼にとつてこの話は、繰返され次第に美化されてきたものと思われる。その点若干の割引が必要かもしれない。

災害対策を平時から備えておく気配りを、頼方は忘れなかったと見たい。でなければ、火がまだ燃えているような混乱時に、上記九ヶ条のような具体策を、部下達が、短時間に打ち合わせ纏めることは難しい。日頃からその備えが十分出来ていたからに他ならない。それをさせて置くのが何時の時代、どの組織でもトップの責任である。更に云えば、この取り決め事項を自分の奉行所からではなく、月番である北町奉行所からの通知として、それを伝達させたことは、両奉行所間には日頃から良好な関係があつたと見てよい。このあたりの情景は、組織の統括者として見事と云う外はない。

3 安政の大獄

安政五年（一八五八）から六年にかけて、幕府の命運を左右した大獄があつた。頼方は、この事件で裁判官の一人として、拔擢されそして褒賞を受けており、当時の幕閣から評価されていることを示している。これ以降、彼の職歴に良くも悪くも大きく影響している。彼がどのように関与したかを見ることにしたい。

安政の大獄は、周知のように、ペリー来航を契機として、全国的に盛り上がり上つてきた尊王攘夷運動を背景に、日米修好通商条約勅許問題・將軍継嗣問題に対して、一ツ橋派・尊攘派の幕府反対運動が激化した。大老井伊直弼は、これを恣意的とも思われる裁判を行い弾圧した事件である。連座者は公卿・大名・志士百余名。死刑は吉田松陰・橋本左内・頼三樹三郎ら八名。この反動として、翌年、桜田門外において井伊大老が暗殺され、幕府崩壊へと繋がって行った。この事件についての評価には、さまざまな見解があるが、ここでは、頼方の関与を見てみるのが主眼であるので、まず、頼方の経歴との関係を表2安政の大獄経過表に纏めてみた。これから見られることは、裁判までは、開国に伴う問題処理担当としての役割、後段では大獄裁判への直接関与である。

①開国問題処理担当

安政元年（一八五四）三月三日、日米和親条約締結により、下田、函館開港となり、幕府はその対応に追われ、各種の対策を取って来ている。その状況

と頼方の関係を見ると、頼方は、町奉行として、安政二―三年にかけて、続けて起こった地震、洪水に対しての処置に追われているところに、幕府が、同年一〇月二〇日外国貿易取調掛を設置すると、十一月一八日外国貿易事件取調掛及び市中諸色潤沢掛に、頼方を町奉行兼帯のまま任命している。具体的な仕事振りには不明であるが、そつなく役目をこなしているのである。任命後一ヶ月ではあるが、昨年来の地震対策などの勤務振りを褒めており、翌四年五月二二日には留守居役次席に昇格させ、半年後の二月二八日には、大目付昇格とともに海防掛に任命されている。進行中の日米通商条約交渉締結に備えた配慮か。安政五年（一八五八）六月一九日には、通商条約締結に伴う雑務処理掛とも思われる貿易事件取調、阿蘭陀領事官出府事件取扱が委任され、七月八日の外国奉行設置に対しては、七月一二日外国に係る諸事立会、九月一六日宗門改加役と、それに対応したと思われる役職に命じられている。更に、一〇月二三日の神奈川開港用掛の拝命が、半年後の神奈川開港の準備役と見れば、頼方のこの時期の役割は、誰も経験したことが無い諸外国との通商貿易業務について、的確な実務処理役を求められていたのであろう。彼はこの時期、裏方とも思われるこれらの職務を誠実にこなしていた。それが「安政の大獄」での主役の一人に押し上げたと見ている。

「安政の大獄」はこの時期既に進行しており、後述するように、大獄のキーパーソンとも云うべき飯泉喜内は、同年九月一七日江戸に於いて、北町奉行石谷穆清の手によつて逮捕されている。これに呼応するかのように、幕府は体制強化のためか、一〇月九日頼方を大目付より南町奉行に再任しているのである。

②五手掛の頼方

『国史大辞典』によれば、五手掛とは江戸幕府裁判所構成の一種。重い身分の者や国家的大事など特に重要な刑事事件を裁判するため組織され、評定所一座中の寺社奉行・町奉行・勘定奉行各一人に大目付・目付各一人の合議体で審理する。すべて老中が任命し、評定所で開廷されるが、式日・立会という定期的開廷日とは関係なく開かれ、法廷では奉行だけが発言し、仕置は老中に伺つて、判決は大目付が申し渡した。江戸幕府法上最も丁重な刑事裁判手続で、安政の大獄などがこれによつた。

安政五年（一八五八）後半から、容疑者の逮捕に踏み切った幕府は、同六年

【表2】

年	月日	政治的主要事項	『日本史年表』『安政の大獄』より	『系譜統録』から関連する頼方事項
安政三	七・一〇	蘭より列国との通商条約締結の勧告、八・二七米より通商条約締結の要求		八・二五江戸大風雨、大洪水
	一〇・一七	老中堀田正睦を外国事務取扱・海防月番専任とする		一一・二九昨年来の震災風害に際し市中取締等対処宜し賞詞賜る
	一〇・二〇	幕府 外国貿易取調掛設置		一一・一八市中諸色潤沢掛及び外国貿易事件取調掛拝命 町奉行兼帯
四	七・二三	幕政に不満の前水戸藩主斉昭、海防参与を辞任（安政二・八・一四任命）		五・二三職務精勤により御留守居次席に昇格 町奉行兼帯
	一〇・一六	松平慶永・蜂須賀斉裕、將軍継嗣を慶喜にするよう幕府に建議		
	一二・二一	ハリス、幕府全権（井上清直下田奉行等）と日米通商条約交渉を開始		一二・二八大目付に転役、海防掛拝命
五	二・九	堀田老中、通商条約調印勅許奏任にため参内 三・二〇天皇、調印拒否		二・二鉄砲改並に指物帳掛拝命
	四・二三	井伊直弼、大老就任		三・二〇越中島にて銃隊調連上覧あり賞せらる
	六・一九	下田奉行井上清直、目付岩瀬忠震、日米修好通商条約に調印		五・八貿易事件取調、阿蘭陀領事官出府事件取扱を委任、供連掛拝命
	六・二四	水戸斉昭・慶篤・尾張慶恕、不時登城し条約調印につき大老を責める		
	六・二五	幕府、紀伊徳川慶福を將軍継嗣に定む		
	七・五	斉昭に謹慎、慶恕・松平慶永に隠居・謹慎、慶喜に登城停止を命ず		
	七・六	將軍家定死去 八・八発喪		八・二一將軍代替用掛拝命
	七・八	外国奉行を設置、七・一〇〜九・三 蘭・露・英・仏と、通商条約調印		七・二二外国に係る諸事立会を拝命
	八・八	天皇、条約締結に不満の勅諭（戊午の密勅）水戸藩などに下す、八・二〇幕府にも下す		
	九・七	梅田雲浜、九・一七飯泉喜内、九・一八鶴飼吉左衛門父子、一〇・二三橋本左内、一二・五長州藩吉田松陰を逮捕 大獄関係者逮捕始まる		九・二六宗門改加役を拝命 一〇・九大目付より町奉行拝命
	一〇・二五	家茂、征夷大將軍・内大臣に任命さる		一〇・二三神奈川開港用掛を拝命
	一一・一二	幕府、裁判に備えて五手掛を組織する		一一・二九金穀の事に尽力するにより賞せらる
	一二・三〇	老中間部詮勝参内して条約調印了解の勅諭を受ける		
安政六	二・二	五手掛の内の寛典論者（寺社奉行板倉勝清、勘定奉行佐々木頭発、評定所留役木村敬蔵）を罷免、翌日厳罰論者（寺社奉行本莊宗秀、勘定奉行兼帯池田頼方、評定所留役吉田昇太郎）をもって再編する天皇、青蓮院宮等関係公卿達に謹慎を命ず		二・二三上記により町奉行兼帯にて勘定奉行公事方拝命。五手掛となる

二・二七	天皇、青蓮院宮等関係公卿達に謹慎を命ず	
二・二六	鶴飼吉左衛門父子、飯泉喜内等の評定所糾問始まる	
四・二六	水戸藩家老安島帯刀、茅根伊予之介等を拘禁	
六・二一	露・仏・英・蘭・米の五国に神奈川・長崎・函館を開港する	
八・二七	斉昭を国許永蟄居、慶篤を差控、慶喜を隠居・慎に処す。 第一次断罪 安島帯刀切腹、茅根伊予之介、鶴飼吉左衛門を死罪、鶴飼幸吉獄門 その他遠島、中追放、押込に処す 作事奉行岩瀬忠震、軍艦奉行永井尚志、西丸留守居川路聖謨、翌日小普請奉行浅野長祚、西丸留守居大久保忠寛等一橋派を処罰する 前老中堀田正睦、同松平忠固、前土佐藩主山内豊信、隠居を命じらる 第二次断罪 橋本左内、頼三樹三郎、飯泉喜内を死罪 その他処罰 第三次断罪 吉田松陰を死罪 その他処罰されるもの多し 幕府の内奏により青蓮院宮に退隠・永蟄居を命ず 幕府、五手掛（本莊宗秀、池田頼方、石谷穆清、松平康正、久貝正典黒川盛泰）及び所司代酒井忠義の勤労を賞賜する 桜田門外の変 井伊直弼横死 幕府、国益仕法掛を設置 文久二 八・一五 徳川斉昭死去 九・四徳川慶恕・慶喜・松平慶永・山内豊信の憤を解く 坂下門外の変 老中安藤信正負傷 將軍家茂と和宮との婚儀行われる 幕府水戸藩をして戊午以降罪を得た者を赦免させる 故井伊大老以下の幕閣の戊午以降の失政を追罰する 元五手掛の有司を追罰する 格差あり 一一・二三 幕府、朝旨を奉じて大赦の令を布く 一一・二八	一一・二三上の理由により肝煎差扣命ぜらる 一一・二三差扣免ぜらる
二・二八	幕府、国益仕法掛を設置	四・二八国益仕法掛を拝命
四・二八	徳川斉昭死去 九・四徳川慶恕・慶喜・松平慶永・山内豊信の憤を解く	文久元・五・二六病氣願により町奉行辞任寄合席となる
八・一五	坂下門外の変 老中安藤信正負傷	
一一・二一	將軍家茂と和宮との婚儀行われる	
八・九	幕府水戸藩をして戊午以降罪を得た者を赦免させる	一〇・二四寄合肝煎拝命
一一・二〇	故井伊大老以下の幕閣の戊午以降の失政を追罰する	
一一・二三	元五手掛の有司を追罰する 格差あり	
一一・二八	幕府、朝旨を奉じて大赦の令を布く	

参考文献 ① 歴史学研究会編『日本史年表』増補版 岩波書店 ② 吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館

初めより裁判を始めることにして、大獄故上記の五手掛扱いとした。以下吉田常吉著『安政の大獄』による。

寺社奉行板倉勝清、町奉行石谷穆清、勘定奉行佐々木顯発、大目付久貝正典、目付松平康正を五手掛となし、木村敬蔵は評定所留役勘定組頭をもつてこれに与った。この内、石谷がただ独り井伊派であつて、彼は早くから直弼の知遇を得て、掘割問題（地元彦根藩領に於ける運河開削問題で小浜藩と対立）では勘定奉行として陰にあつて情報を知らせ、直弼が大老になると、たちまち町奉行に昇進したのであつた。五手掛の一員に厳罰論を唱える大老の代弁者がいたので、寛典論を主張する者との間に対立を来した。安政六年正月一三日、石谷は彦根藩城使富田権兵衛を招き、五手掛内の対立を伝え、…略…寛典論者（囚人を徹底的に吟味すれば大騒動になるやも知れず、將軍が幼君のことも考慮して、なるべく寛大な処置とすべし）の論として板倉・佐々木の名をあげ木村がその元であることを告げた。富田権兵衛からの報告を受けた直弼は、寛典論とはもつての外と激怒、老中に更迭を謀らせた。この結果、二月二日板倉の寺社奉行を免じ、佐々木・木村には共に免職差控を命じ、翌日町奉行池田頼方をして勘定奉行を兼ねさせ、寺社奉行本莊宗秀と共に任命して、新たな五手掛を補充し、ついで一〇日評定所留役勘定組頭吉田昇太郎を木村の後任とした。こうして五手掛は厳罰を唱える陣容に改組され、審理尋問に当たることになった。

頼方の如何なるところが厳罰論者として、大老井伊直弼に認められたか、この『安政の大獄』では見当たらなかった。数年来、内外の諸問題を着実に処理して来た彼の仕事振りが、直弼の眼に留つたのであろう。かくして、頼方は、町奉行兼務の勘定奉行として、大獄の裁判に関わつていくのである。『系譜統録』記載の賞詞も「勘定奉行兼帯ノ事務特ニ精勤スルニヨリ」とある。

③ 糾問

評定所の糾問は、安政六年二月二六日より始まつた。幕府は水戸藩主斉昭をもつて、將軍継嗣問題慶喜擁立を企てた首謀者とみなし、五手掛は遮二無二に追及したのである。特に水戸藩関係者には、厳しい尋問が行われた。四月

二六日水戸藩家老安島帶刀、奥右筆頭取茅根伊予之介、小十人目付組頭大竹義兵衛の召喚から始まつた。茅根伊予之介が尋問の様子を手記『鞠訊筆記』に残している。それを元にして書かれた頼方との遣り取りを『安政の大獄』より抜き書きする。

代わつた池田頼方も御養君（慶喜公）のことを追求する。斉昭が斯様にいたせと仰せられずとも、斯様になれば宜しいとかの論のないはずはなく、内輪の打ち解けた話では、話題にならぬはずはないと尋ねた。茅根は、夷船来航などの談論があつても、御養君のことは承らずと答えると、頼方が、其方の運動に「勘考」（將軍は、一三歳の紀州慶福より年長・賢明の方が立てば、天下のため御家のためにもなるから慶喜当時二二歳を勘考すべきとの意）としたためたのはなぜか、左様な大事（斉昭の指示）を其方だけの運動で申し送るはずはなく、また吉左衛門（水戸藩京都留守居鶴飼吉左衛門）が勘考しても何の益もないこと、「勘考」の二字には周旋いたせとの意がこもっていることは明瞭、それを一存で運動したと申しても、申し訳たらず、吉左衛門初めいずれの申口も、老侯にも斯様と存じ周旋したと述べており、其方の陳述のみが合はぬのは、必ず斉昭の胸中を察しての運動か、さもなければ家老の申し付けかと厳しく責め立てた。茅根は答えて、勘考に周旋の意を含めて運動したことはなく、また家老中には世上の風説などをもうすことはあるが、談合のことではなく、もつとも安島とは斯様になれば宜しく、何卒左様にいたしたいと申したことはあるが、かかる書面を送る相談などしたことはないと言ふ。頼方が、君臣の間で媚を求めるわけではないが、主君の様子が宜しいことを願うもの、また不機嫌なるは欲せざることであるから、何か話のついでに御養君のことを申し出て、仰せがあつたのではないかと追及した。茅根は五手掛の疑心に堪り兼ねて、御養君について承つたことが一カ条だけありとて陳述した。…略…

斉昭をもつて、將軍継嗣問題で慶喜擁立を企てた首謀者とみなしたい五手掛に対し、何とかこれを阻止したい水戸藩士側の緊迫したやりとりが伝わってくる。今度の「頼方しらべ」で頼方の肉声らしきものが聞こえてきたのはここだ

けである。有力な五手掛の一員として、活躍していた様子が伝わって来るではないか。

④判決

評定所の判決は、この安政六年の八月から一〇月にかけて、三次に分けて行われた。直弼は、將軍継嗣・条約調印の問題から、ついに密勅が水戸藩に降下し、幕府の面目にかかわる事態に至ったのは、一に斉昭が一部公家・志士と組んだ陰謀と曲解していた。従って、判決も水戸藩関係者に厳しいものになった。表2安政の大獄経過表にもあるように、斉昭の国元永蟄居を始めとして、死罪八名の内四名が水戸藩士であった。

幕府の慣行として、評定所は専ら前例に準拠して、斟酌の無い判決案を考え、閣僚に伺い出る。閣僚はこれを決裁するに当たって、五手掛の案より一、二等罪を軽減するのを例としていた。水戸藩士について見ると、鶴飼父子は評定所の案通りであったが、安島は水戸家家老のゆえをもって仕置仕らず（無罪とする?）、茅根は遠島の案であった。しかるに、その最終処断では、安島は切腹、茅根は死罪となった。これは大老が罪を加重させたものと云われている。又、吉田松陰、橋本左内、頼三樹三郎等の死罪も極めて過酷なものであった。恐らく、大老は、彼等を幕府の根底を危うくする思想犯として見たのではなからうか、かかる危険人物に罪一等を加えて一掃し、幕府の安泰を図ろうとしたものと思われる。と『安政の大獄』は結んでいる。

この時死罪になった八名の中の一名、飯泉喜内は、元土浦藩藩士で、蔵前の豪商の手代となり、読書をよくし名家と交わり中年に至り、上京して三条家に仕えて家臣となり、堂上諸家の家臣と懇意を結んだ。激しい攘夷思想の持主で、安政四年江戸に帰ると、江戸と京都の志士達の情報連絡役となった。安政五年九月一七日、北町奉行石谷穆清の手によって逮捕された。彼の手にあった関係者の間で取り交された幕府、朝廷の内部情報交換を示す書類が多数押収され、一挙に大疑獄に発展する契機となったのである。当時江戸で大獄を称して「飯泉喜内初筆一件」或いは「飯泉喜内御吟味一件」とも云われほどのものであった。

⑤賞賜と追罰

大獄の処罰が終わった安政六年（一八五三）十二月二十八日、幕府は裁判関係者に賞賜を与えている。この裁判に対する水戸藩士の反発は激しかった。翌年

三月の桜田門外の変で、直弼が仆れた後は、老中久世広周・安藤信睦の幕閣となった。この幕閣は、直弼の専制政治を改め、公武合体を唱えて皇女和宮の降嫁を奏請した。曲折を経て、文久二年（一八六二）二月婚儀がやっと行われた。しかし、その直前に、老中安藤信睦が坂下門外で水戸浪士に襲撃され負傷し、幕府の権威は地に落ちた。その結果、尊攘派が勢力を伸ばし、幕府も遂に大獄の処罰を解くことになり、方針は大きく変わった。四月公卿達の謹慎を解き、一橋慶喜、尾張慶勝、松平慶永等大名の処分も解いた。更に、井伊直弼の下で大獄の推進役として活躍した長野主膳らを断罪、一月には彦根藩より一〇万石を削る処分を下した。追罰は大獄当時の幕閣諸大名を隠居・蟄居などに、五手掛は罷免・差扣の処分を受け、それ以降の処遇にも大きく影響している。その状況を表3に示す。

この表から分かることは、更迭された寛典論の板倉、佐々木の二人は、当然のことながら、追罰とは関係なく昇進し老中、留守居などの要職に進んでいる。厳罰論者では、人により大きく違っている。裁判の当初から、井伊派として活躍した石谷穆清は、賞賜として金一〇枚時服五枚を拝領、同時に留守居次席にも昇格して、他の旗本の五手掛より高く評価されている。それだけに、追罰には、御役御免差扣隠居と最も厳しい扱いである。大目付久貝正典は、直前に自ら御役御免隠居願ひ出て追罰を避けた形としている。頼方は賞賜後、翌年五月病氣により、町奉行を辞任し寄合席となっていたが、追罰の直前に寄合肝煎を拝命している。追罰処分では肝煎御免差扣となった。ところが、『系譜統録』によると、直後の一二月二三日には、「差扣ヲ免セラル」と変転極まりない扱いを受けている。更に、二年後、次項で述べるように、三度目の町奉行を拝命している。同様に、寺社奉行松平宗秀は溜詰格から雁間詰への格下げ、目付松平康正は御役御免差扣の追罰を受けながら、その後は、前者は老中、後者は大目付、勘定奉行へと昇進を果たしている。

この様な一貫しない人事方針は、翌文久三年（一八六三）將軍家茂上洛から始まる幕政の中心が京都、に移り江戸との二重構造となると共に、長州戦に対応した軍事組織の増強等から、老中の定員も従来は四〜五名であったものが、慶応元年（一八六五）には八名が在職している。又、文久期以降、一橋慶喜・松平春嶽等の將軍後見職、政治総裁就任による幕政介入も関係して、方針に一

表3 安政の大獄、五手掛関係者のその後

	氏名	五手掛職の罷免と任免	安6.11.23 大獄関係者へ賞賜		文2.11.23 処罰までの最高位	文2.11.23 大獄関係者の追罰	その後の最高位の職
寛典論者	板倉勝清 備中松山藩主	安6.2.2 寺社奉行御役御免		桜田門外の変	文2.3.15 奏者番寺社奉行より老中		元1.6.18 老中御役御免 慶1.10.22 老中再役
	佐々木頼発 旗本	安6.2.2 勘定奉行御役御免 安6.10.27 小普請			文2.10.10 徒頭より作事奉行		文3.4.23 町奉行より西丸留守居
厳罰論者	松平宗秀 丹後宮津藩主	寺社奉行	鞍轡時服4枚	万延元年三月三日	文2.6.30 京都所司代 元1.8.18 老中	溜詰格より雁間詰降格	元1.8.18 雁間詰より老中
	石谷穆清 2500石	町奉行	金10枚時服5枚、 留守居次席昇格		文2.8.24 留守居次席講武所奉行より西丸留守居	御役御免隠居差扣	
	池田頼方 3000石	安6.2.3 勘定奉行 公事方兼帯	金7枚時服5枚		文2.5.26 病氣により町奉行辞任 寄合 文2.10.24 寄合肝煎	肝煎御免差扣	元1.2.22 留守居次席町奉行、
	久貝正典 旗本	大目付	金7枚時服4枚		万1.8.12 大目付より御側御用御取次	文2.11.15 願之通御役御免、隠居	
	松平康正 旗本	目付	賞賜は無いがその後の昇進は右の如く顕著		安6.9.11 勘定奉行公事方に昇格、 安6.11.6 本丸普請掛兼帯、功績大により賞詞 万1.12.24 留守居次席に昇格 文2.8.24 留守居に昇格	御役御免差扣	元1.11.19 田安家家老より大目付、 慶元.12.18 大目付より勘定奉行

註① 内容は『柳営補任』大日本近世史料 東京大学史料編纂所 1970年刊による

註② 和暦換算

嘉永2年	1849	安政元年	1854	安政6年	1859	元治元年	1864
3	50	2	55	万延元年	60	慶應元年	65
4	51	3	56	文久元年	61	2	66
5	52	4	57	2	63	3	67
6	53	5	58	3	62	明治元年	68

貫性がなく、老中の交替も頻繁に行われ、任期も短くなっていることに関係があるように思われる（「開国以後における幕府職制の研究」）。
何故同じ五手掛ながら個人差が生じたか、奉行任命者である老中との人的な繋がりがから探るにしても、頻繁な老中の異動があつて不明である。頼方の再々度の町奉行昇進の理由についても、同様で、五手掛登用時と同じように、彼の手堅い仕事振りが評価されたのであろうか。

4 慶応二年の打毀し騒動

追罰以後の頼方は、元治元年（一八六四）七月二日書院番頭に、同七月六日町奉行拝命、同二年（一八六五）二月三日御留守居次席昇格と昇進しているが、慶応二年（一八六六）六月二十九日御留守居次席町奉行御役御免、勤仕並寄合拜命の厳しい沙汰を受けている。この間、二年間北町奉行を務めていることになる。世の中の動きは

文久三年 三月將軍家茂上洛、四月天皇攘夷祈願、五月、長州、薩摩の攘夷戦

元治元年 三月天狗党の乱、七月第一次長州戦争

慶応二年 六月、八月第二次長州戦争
五月、六月兵庫津、川崎、江戸豪農商打毀し騒動

三年 一〇月大政奉還

と、まさに激動の世の中となり、幕政の重点が、京都を含めた西国に移っていることが分かる。かかる状況下で、留守の江戸を預かる町奉行役に、手馴れた頼方の登用は欠かせないことで、再々任となつたのであろう。しかし、その頼方が、慶応二年六月二十九日第二次長州戦争の非常時に、町奉行職御免の降格人事を受けているのである。『系譜統録』にはこの「御留守居次席町奉行職御免」の言葉が割愛されて「勤仕並寄合拜命」のみとなつているところから、池田家としてはあまり知られたくない話ではなかったかと思われる。果して如何なる事件があつたのか、考えられることは、この時期に起こつた以下に述べる打毀し騒動の責任を取らされたのではないかとも思われる。しかし、同じ時期、南町奉行であつた山口駿河守直毅は、一ヶ月後の八月五日歩兵奉行に転任している。この歩兵奉行は、軍事体制増強のため文久二年末に新設された役職で、「場

所高三〇〇〇石、席次勘定奉行之上」（開国以後に於ける幕府職制の研究」より）であることからすれば、これを簡単に更迭人事とは云えないだろう。敢えて言えば、二人の奉行を変えることにより、目先の幕政批判をかわそうとしたとも見られる。ただいずれにしても、頼方には厳しい結果であった。

三回目の町奉行として頼方が、如何にこの打毀し騒動に対応したかを検討してみる。

この打毀し騒動は、慶応二年（一八六六）五月一日、武州荏原郡八幡塚村で最初に起こった。同村は、東海道が縦貫し多摩川を挟んで川崎宿の対岸にある。この日、村の鎮守に村内の困窮人四〇五〇人が屯集して氣勢をあげ、名主らに賑給と米の安売りを要求して承認させると云う事件が起こった。これが発端となり、数日後には江戸まで拡大する騒動になったのである。この事件については「慶応二年江戸並東海道川崎・品川宿騒擾」に五種の史料が収められている。同書の「解題」北原進著 を中心に見ていく。

五日後の二三日、導火線に着火された如く、まず川崎宿に滞留していた窮民が、施行を拒んだ名主宅を破却し、米屋に安売りを承諾させると、翌日には品川宿の隣大井村で打毀しが起こり、身元良き者より三〇〇両余出金させることに成功した。事件は直ちに各地に波及して行つた。品川宿の打毀しは、三日後の二八日の夜、二ヶ所の寺院に集まった数百人の窮民は太鼓を合図に押出し、富商物持

年		江戸白米 1石銀匁	大坂白米 1石銀匁	江戸日雇 1人銀匁
文久3	春	139.0	177.0	0.97
1863	秋	139.7	185.0	0.96
元治元	春	139.5	183.0	0.96
1864	秋	167.5	278.0	1.46
慶応元	春	258.0	312.0	1.35
1865	秋	308.0	488.1	1.35
慶応2	春	404.0	782.0	1.35
1866	秋	585.0	1232.0	1.35
慶応3	春	586.0	1343.0	1.35
1867	秋	457.0	847.8	1.36
明治元	春	364.1	829.8	1.39
1868	秋	502.0	796.6	2.31

ちの店舗居宅を一挙に三〇軒打毀している。統卒力を感じさせる事件となった。翌日には家並続きの東海道を北上して江戸市内に直行し、芝田町・新橋辺りの富家を打毀し、六月四日ごろまでに四谷・赤坂・麻布から牛込・早稲田などの町々、はては本所や日本橋の一部にも余波が及ぶ大騒擾となった。「御政事売切申候」と云う楽書が江戸城門外に貼り出されたのもこの時ことである。同年九月に再び起こった江戸市内の騒擾は、五・六月のそれとは大分様相を変え、大勢の窮民が旗を立てて富家に押寄せて賑給を強請し、社寺境内で粥を炊きたてて順行するといった形態となり、打毀しは殆ど伴わなかった。だがそれだけに、不穏な波は留まる所を知らず、深刻な騒擾となつて拡大した。九月二八日ごろ、本所・深川辺りから起こり、浅草・神田・下谷一帯へと拡がり、町奉行所は急遽、市内五ヶ所で炊き出しをしたが及ばず更に広がって行つた。略々町奉行所は、この外に、施行、授産などに力を注いだこともあって、騒擾は次第に収まっていたが、幕府は將軍家茂の死・征長戦の失敗に加えて、なお各地の宿村騒擾に憔悴しながら慶応二年を終るのである。

と、「解題」は結んでいる。この騒擾の原因は、窮民の米の安売り、施行要求に見られるように米価の高騰にあると見てよい。この時期の江戸、大坂の白米の小売価格推移を表4に示す。米価は、両場所とも元治元年秋より急騰し始め、慶応三年春にピークを示している。通常の作柄の豊凶などによる値動きを遙かに超えた異常な値上がりである。

元治元年春をひとしてその倍率を示すと、

	江戸	大坂
慶応二年春	二・九倍	四・三倍
三年春	四・二	七・三

しかも、この間の江戸の日雇賃金は、元治元年秋以降、明治元年春まで全くと云つて良いほど変わりが無いのである。尚、数字としては、元治元年春〇・九六匁から秋には一・四六匁と一・五倍になっているが、実際には考えられないので、この前後で何か算出基準などが変わったのではないかと考え、元治元年秋の値を基準として計算した。

賃金は変わらないのにも関わらず、米価だけは異常に急騰している状況下になれば、窮民ならずとも、米の安売り要求に決起したくなるのは、当然のことである。この急騰の原因は、元治元年七月から慶応二年夏にかけて行われた長州戦争による兵站需要であろう。戦場に近い大坂の方が、より値上がりが激しいのも、それを裏付けるものと云える。

今回の打毀し騒動が、五月三日西宮、八〇九日兵庫湊での打毀しが発端となり、江戸へ伝播したと云う。

この時兵庫湊では、米屋、酒屋など四一戸が貧民二〇〇〇人に打ち潰された(『百姓一揆総合年表』)。

この打毀し騒動に対する町奉行所の対応は、上記解題に書かれている以外には見えないが、それにしても、対策が後追いになっている感拭えない。安政地震の時に見せた迅速な対応振りは何処に行ったのか、せめて前年の春、米価が倍になった時点で防止対策が取れなかったのかと云いたい。これに対して、頼方から老中宛と見られる上申書が二通同「解題」にある。その一通を見ると

米穀御触の儀に付奏上候書付

池田播磨守

米値段の儀に付、去月 日委細取調申上置候処、此節追々入御聴候通、市中人氣騒立置候折柄に付、在方にて米穀不貯置、草々売出可申旨、御触御座候方可然哉に奉存候、依之別紙御触案相添、猶又此段申上候。 以上

寅六月

池田播磨守

御触案

当時米値段高値に付、米穀所持致し候もの共、不貯置売出可申処、此上の相場を存量不売出ものも有之趣相聞、心得違の事に候。米麦は勿論諸穀共、其村限村役人共小前百姓所持の分、銘々家内人別に応じ、食料手当を残し置、余分は其持主限、最寄市場等江売捌候様、村毎申合、江戸表江積送候分は、去丑閏五月——相触置候通、米問屋仲買に不限、素人にて勝手次第売捌候様可致候。若無謂持困もの於有之は、可為曲事もの也。

右の趣聞東筋並陸奥出羽信濃、領分知行有之面々江可被相触候。以上

村の中には、必要最小限の米を残して出来る限り多くの米を市場に売出して

欲しい。江戸にて売る分はどのような方法であっても良いから送って欲しい。去年出した御触の通り、値上がりを見越して貯め置く事は曲事なり、と町奉行頼方の悲痛な叫びが聞こえてくる。

「去丑閏五月——相触置候通」とあるは、他の一通の文書に記載されている「既去丑閏五月中、和泉守殿江申上、米穀融通のため在々にて所持の米穀……」にある和泉守宛の慶応元年の上申書であろう。この時期、和泉守と名乗る老中は水野忠精、山形藩五万の藩主のみである。彼は、理由は不明であるが、頼方町奉行辞任六月二十九日の直前、六月一九日免職差扣で辞任している。昨年来、米価値下げの御触れは出しているのにも拘らず、一向に収まらない米価急騰に、手を上げてしまった幕府、奉行所の姿が、この慶応二年の打毀し騒動であろう。

5 川本幸民の帰参

これは町奉行時代の話ではない。頼方は、表1のように西丸目付拜命一年後、天保八年(一八三七)浦賀奉行に転任している。ここで彼は、三田藩士川本幸民が、採め事を起こし蟄居していたのに救いの手を差し伸べて、救済している事実が「播州と蘭学」(『和算』所収)に記載されている。

川本幸民(一八一〇〜一八九八)は、摂州三田藩医の出身、幕末の蘭学者である。我が国で初めてビール、マッチを製造した。また『化学新書』を著わし舎密(せいみ)より化学の学問用語を用いて、本邦化学の父と呼ばれている。…略…

天保七年(一八三六)二六才の幸民は、酒の上の採め事で江戸藩邸内にて刃傷事件を起こし、浦賀に蟄居となった。幸民はこのまま世から見捨て忘れ去られようと思われたが、救いの手を差し伸べたのが浦賀奉行・池田頼方であった。頼方は藩主九鬼隆国と掛け合ってくれて、幸民の帰参の許しが出た。幸民三才、四年半の謹慎がとかれた。その八ヶ月後、頼方は奈良奉行に栄転して浦賀を去った。頼方の助力がなければ幸民の以後の活躍はなかった。と

ここでは、頼方の面倒見の良さが語られているが、三田藩主隆国は頼方の岳

父である。その筋からの依頼があつての話とも考えられるので、単純に、彼の面倒見の良さが解決のポイントであつたとするのは躊躇するが、彼の人物の一面を語る話として紹介した。

6 町奉行池田頼方

幕末・維新史を語る本として、綱淵謙錠『幕臣列伝』が好きだ。著者は「明治維新と云う一大革命期に際会して、薩長土肥の藩士たちとは反対に、〈時代〉敗者のという烙印を押された人間のにがみないし陰翳と多かれ少なかれつながつている情感を感じさせる幕臣」で、ペリー来航以降に活躍した人物として、川路聖謨・小栗上野介から勝海舟・福地桜痴まで十数人を取り上げている。頼方が町奉行として活躍した時期と重なっているが、ここには頼方の名前は無い。彼等の多くは、大勢に反対してでも、意見を通そうとするような個性派であり、頼方とは大分違う。

又、前記『列伝』に登場する福地桜痴が書いた本に『幕末政治家』明治三一年刊がある。彼は幕府御家人として、蘭学に通じ遣欧使節団にも随行している。維新後は新聞人・文筆家として活躍している。この本でも頼方は取り上げられていないが、校注を書いた佐々木潤之介氏が、人名注として、徳川慶喜からペリーまで、この時期に活躍した二・四人の簡単な解説を添えている。この中で、池田頼方は「生没年不明、幕臣、奈良奉行、普請奉行、勘定奉行、町奉行、大目付などを歴任」とだけである。ここでは我等の頼方もまさに「その他大勢」の扱いである。これが頼方についての世間の常識的な評価かも知れないが、ではそのような頼方が、なぜ三回も町奉行に選ばれたのか。

直弼に拔擢され、それが大獄関係者として追罰されながら、二年後には、町奉行に昇任カムバックしているのである。主義主張を前面に出す個性派でもなく、又、派閥活動に励むタイプではないようだ。置かれた立場を適確に判断して、上司の方針に沿って、テキパキと実務処理して行く有能な官僚と云えよう。上司として任せて安心出来る役人である。又、部下との関係も良いようだ。それ等を示すものとして、今迄見てきた各種の史料の中に、彼の署名入りの文書が多く見られる。それは、町奉行の名で出された触書や、老中に出された上申書などの公式文書ばかりで、彼の個性を窺わせるものはないが、そのような文

書が多く残されているのはそれだけ、彼が上司、部下、関係者に対する情報伝達に気配りを疎かにしなかった証と見たい。その例が、安政地震翌日の町触れとなり、慶応二年騒動時の老中への伺であろう。

又、次の文書「嘉永五年町奉行上申書」もその一例である。

伊勢守殿

「市中取締筋其外之儀二付取調申上候書付」 町奉行 池田播磨守

嘉永五年十月日阿倍伊勢守殿江御直上候、同十一月十五日御同人御直御

書取添御渡、

即日承り鰯附致し御同人江御直返上

この文書は『日本都市生活史料集成』Ⅱ 三都編Ⅱ所収のもので、嘉永五年（二八五九）三月一日町奉行に就任して間もなく、筆頭老中阿倍伊勢守の指示により、奉行所同心を動員して、天保改革の後遺症が残る江戸市中の様子を調査して、老中へ提出した報告書である。内容は、物価、遊女私娼、歌舞伎芝居、髪結渡世、念仏講などの民情について、詳細な大部の報告書となっている。又、老中からの返事には、指示も記載されている。この報告書と一緒に『日本都市生活史料集成』に所収されているのは、近世後期、江戸市中の世相を記録した文書として「森山孝盛日記」・「藤岡屋日記」・「東武日記」・「嘉永五年町奉行上申書」の四編である。これら文書について、この「嘉町奉行上申書」の解題を書いた南和男氏は以下のように述べている。

当時の都市生活の様相を描写したものの白眉は、西の『浮世の有様』にたし、東は本書（『日本都市生活史料集成』）所収の『藤岡屋日記』であろう。これらが街の一町人によつて綴られたところに一つの特色が見出せるのにたいし、本史料は町奉行の隠密廻りによつていることが重要な特色となっており、さらに史料価値を高めるものである。内容は嘉永五年の時点における江戸と限定されているもの、他書の追従を許さないほど詳細をきわめたものであり、具体性に富んでいる。…略…それへの具体的な処置や対策、所見などが散見できるのもまた貴重なものであり、本史料の価

値をより一層高めるものとなっているといえよう。

筆者には、この「解題」の内容について、検証する知識を持合せていないが、筆者が強調したいのは、これだけの評価を受ける「町奉行上申書」を頼方は、就任半年後にも拘わらず部下の与力、同心を指揮して纏め上げたと言うことである。当時の与力、同心は世襲制で、ベテランが多く、仕事には練達者と云ってよい。彼等と、奉行との関係を佐久間長敬著『江戸町奉行事跡問答』の校注者南和男氏が、次のように書いている。

新任の奉行にそうそう仕事の内容が理解出来るはずがない。身分的には非常な格差があっても、現実には与力、同心の、特に与力の協力がどうして必要である。従って、町奉行が一方的なことを命じても、古参の与力から逆にたしなめられたりする。時には氣にくわないと容易に呼出しに応じないものもある。…略…（佐久間長敬、嘉永日記抄）

この佐久間長敬は、前述の安政江戸地震の時、一九歳の与力として奉行所に駆けつけた男である。この著書は、彼が明治になって奉行所時代を回想したもので、この本についての校注である。かかる点から見ても、頼方は、新任早々ながら、部下との信頼関係を短期間に築き上げ、適切な指揮をして、現在でも評価される調査報告書を纏めさせたのであろう。この頼方の部下との関係は、充分評価されて然るべきと考える。適時適確な報告を上げてくる部下を持つ事は、どの時代のトップであれ、部下に期待する最初の条件である。TVも電話もなかった時代、情報は人からの話か、手紙しかないわけで、頼方の情報伝達への気配りは、動乱期であるだけに、上司たる老中にとって頼もしい存在であったに違いない。三回の町奉行就任を考える上での重要なポイントではないだろうか。

又、彼は、指導者であると共に面倒見が要求される寄合肝煎に、二九歳、若くして寄合衆の中から抜擢されている。これが彼の出世階段の第一歩であった。又当時、目付になるには他の役職と違って、監察職という特殊な役目から、仲間の推挙が必要であった。その西丸目付にも昇進している。川本幸民の面倒も

見た。地震を心配して駆け付けた部下を抱き留めている。部下、同輩から好意を持たれている現れである。このことは、頼方にとって、仕事を進めて行く上で大きな力になったに違いない。「遠山の金さん」のようなTV受けする人物にはほど遠いが、安心して友達にしたいような男、或いは、同じ職場で一緒に働きたいような男ではないか。皆さんは如何が思われますか。駄文に最後までお付き合い下さい有難うございました。

7 あとがき

平成一八年春、古文書の解説勉強の積りでこの会に参加した。教材が播磨新宮の池田家『系譜』、字数も少なく、判読に苦しみことも少なかった。又、家系図だけの読解では、物語性にも乏しく単調であった。ところが、『系譜統録』に移るや、文体は楷書活字体で判読の苦労は無かったが、「頼方、町奉行就任三回新記録」の話には驚いた。如何なる人物か興味が湧いて、手当り次第に文献を読み、纏めたのがこの「ノート」である。無味乾燥と思われる家系図でも、当事者にとっては、一言一句に重要な意味をもつものであることが分かった。それには、関係する文献を探り出し突き合わせる事がポイントであり、その探り出しが一番難しく大変だった。「飯泉喜内初筆一件」もその一例である。『柳営補任』によれば、頼方の大獄での活躍に対する賞賜は「飯泉喜内初筆一件之義品々入組意味合不容易事柄候処、格別精入吟味毛抄取別而骨折候二付、金七枚時服五枚被下」である。ところが、上記『系譜統録』の内容では、この「飯泉喜内初筆一件」と云う大獄を表わす表現が省かれている上に、更に、金の枚数を七枚から五枚と少なく書いている（これはどちらかの誤記かもしれないが）。これは『系譜統録』が明治政府への提出を前提に書かれているとみれば、頼方の大獄での役割には、なるべく触れたくないとの作成者の心情の現れと見てとっては誤りであろうか。限られた史料の中から如何に人物を探り出すか、その難しさを思い知らされた。と同時に、それが歴史探訪の面白さでもあることも味わっている。

8 引用文献

『国史大辞典』吉川弘文館 一九九七刊

竹内誠編『徳川幕府事典』東京堂出版 二〇〇四・一〇刊

橋本博編『大武鑑』中巻 名著刊行会 一九六五・五刊

近松真知子著「開国以後における幕府職制の研究」(『幕府制度史の研究』所収

吉川弘文館 一九八三・一〇刊

飯塚修三著「播州と蘭学」『和算』一〇二号所収 近畿数学史学会誌
二〇〇四刊

歴史学研究会編『日本史年表』岩波書店 一九九四・四刊

「安政大地震実験談」、「撰要永久録」巻六四、東京大学地震研究所編『日本地震史料』第五巻別冊二ノ一所収 一九八五・二刊

野口武彦著『安政江戸地震』ちくま学芸文庫 筑摩書房 二〇〇四・一二刊

東京大学史料編纂所著『柳営補任』『大日本近世史料』所収 東京大学出版会
一九七〇・三刊

吉田常吉著『安政の大獄』日本歴史叢書 吉川弘文館 一九九一・八刊
播磨新宮池田家『系譜』、『系譜続録』

『鞠訊筆記』の原本所在は不明、『安政の大獄』の二八〇～二八四頁に紹介あり
綱淵謙錠著『幕臣列伝』中央公論社 一九八一・三刊

福地桜痴著、佐々木潤之介校注『幕末政治家』岩波文庫 二〇〇三・一一刊

青木虹二著『百姓一揆総合年表』三一書房 一九八一・三刊

「慶応二年江戸並東海道川崎・品川宿騒擾」解題 北原進『日本庶民生活史料
集成』一三巻所収 三一書房 一九七四・七刊

三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』東京大学出版会 一九八九・
六刊

佐久間長敬著『江戸町奉行事跡問答』人物往来社 一九六七・三刊

9 参考文献

新見吉治著「旗本池田家の親族関係について」『史学雑誌』七三・八所収

著者は、この報文で『心得扣』嘉永七年八月改之田中陽吉扣と云う手記を紹介している。この人物は、池田頼方家臣で、頼方家の往復書簡写(祖父百助以来のものもある)、献上品扣、吉凶時の贈答品目録、親類書、安政二年地震の被害届扣、安政四年養子離縁に関する事項などを書いている。(横浜市港北区

大倉精神文化研究所図書館蔵本、半紙二ツ切二五九枚 複写は同館内のみ、貸出不可)。この著者は、次の著書でもこの『心得扣』から解読をしている。頼方の個人的事項、家族関係を知るには参考になるであろう。

新見吉治著「親族の範囲、婚礼と仏事」『旗本』所収 日本歴史叢書 吉川弘文館 一九九五